

二本木日昇連合会規約

- 第1条 (名称)
本会は、二本木日昇連合会と称する。
二本木日昇連合会は二本木日昇会及び二本木日昇クラブ（以下、単位クラブと称する）で構成する。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所は、二本木日昇連合会憩いの家に置く。
- 第3条 (目的)
本会は、二本木日昇連合会会員の親睦と地域の発展及び高齢福祉の推進に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業)
本会は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
1. 会員の相互交流・研修のための定例会・講演会の開催
2. 各種クラブ活動及び地域活動への参画、参加
3. 高齢福祉及び地域福祉に関する施策の推進
4. 市老連事業への積極的参画、参加
5. 関係機関、団体との連携と交流
6. その他、目的達成に必要な事項
- 第5条 (会員)
1.本会は、二本木連合町内会の60歳以上の在住者で、日昇会・日昇クラブの会員で組織する。
2.連合町内会以外の在住者で入会を希望する場合は、役員・班長会での承認を要する。
尚、市外在住者は会費のほか市補助金相当額を納入するものとする。
- 第6条 (役員)
会の円滑な運営のため次の連合会役員及び単位クラブ役員を置く。
1.連合会役員の種類・定員等
- | | | | | | | |
|-------|------|----|-----|-----|------|----|
| 日昇連合会 | 会長 | 1名 | 副会長 | 1名 | 会計 | 1名 |
| | 女性部長 | 1名 | 幹事 | 若干名 | | |
| 単位クラブ | 会長 | 1名 | 副会長 | 1名 | 女性部長 | 1名 |
- 2.連合会役員の選出方法
※1 連合会会長・副会長の選出は、単位クラブ会長の互選とする。
連合会女性部長の選出は単位クラブ女性部長の互選とする。
※2 市老連理事は連合会会長を原則とするが、副会長も可とする。
※3 会計の選出は、2月の役員会にて連合会会長・副会長により候補者を推薦し、役員・班長会で決議・承認する。
- 3.単位クラブ役員・班長の選出
(1)次年度の役員(会長・副会長・女性部長)の選出は「役員・班長会」にて候補者を推薦し決議の上、総会にて承認を得て選出する。
(2)班長の選出は 各班員により選出する。

第7条 (任 務)

1. 連合会会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 連合会副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会務を代行する。
3. 連合会会計は、連合会計・単位クラブ 会計を司る。
4. 連合会女性部長は、女性会員を代表し会の円滑な運営を統轄する。
5. 班長は、班員に対し会費の徴収・資料の配布・申込の回収等の事務連絡を行う。

第8条 (任 期)

1. 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の在任期間までとする。
2. 班長の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

第9条 (会議)

1. 総会 毎年3月に開催する。
尚、3分の2以上の会員からの請求があり役員会がこれを認めるときは臨時総会を開催することができる。
2. 定例会 原則毎月第1水曜日とする。但し変更することができる。
3. 役員会 毎月第3金曜日に開催し、活動の重要事項を審議する。
4. 役員・班長会 毎月定例会の後に開催し、役員会で審議された事項を承認する。

第10条 (運営資金)

本会の運営資金は、会費・補助金・助成金・その他とする。

1. 年会費 1,200円
途中入会者は、入会月から年度末月までの月割計算し徴収する。
2. 補助金 市からの補助金。
3. 助成金 連合町内会・県・市老連からの助成金
4. その他 寄付金など

第11条 (年度)

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計年度 3月1日から翌年2月末日までとする。

第12条 (幹事)

本会は、幹事を置くことができる。
幹事は、役員会にて候補者を推薦し、役員・班長会にて決議・承認する。
幹事は会の円滑な運営を統轄する。

付則

変更後の規約は令和4年4月1日から実施する。

* 説明: (憩いの家所在地) 美園町2丁目11-5 美園公民館 <常駐なし>
(連絡窓口) 緑町1丁目25-3 二本木連合町内会事務所 電話75-9402